



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*37 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)..... 1
- \*38 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則 (医務課)..... 6

## 規 則

### 和歌山県規則第37号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成10年和歌山県規則第100号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設立認証申請書) 第2条 略	(設立認証申請書) 第2条 略 2 前項の申請書に添付する書類のうち、 <u>法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。</u>
(補正書) 第3条の2 略	(補正書) 第3条の2 略 2 前項の補正書に添付する書類のうち、 <u>法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。</u>
(設立登記完了届出書) 第4条 略	(設立登記完了届出書) 第4条 略 2 前項の届出に添付する法第13条第2項の登記事項証明書にはその写し1通を、 <u>法第14条の財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。</u>
	(電磁的方法) 第4条の2 条例第2条の3に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次の各号に掲げる方法とする。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電

(役員変更等届出書)  
第5条 略  
2 略

(定款変更認証申請書)  
第6条 略

(定款変更届出書)  
第7条 略

(定款の変更の登記完了提出書)  
第7条の2 略

(事業報告書等提出書)  
第8条 略

(合併認証申請書)  
第15条 略

(合併登記完了届出書)  
第16条 略

(認定を受けるための申請書)  
第18条 略

気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法  
(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法  
2. 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(役員変更等届出書)  
第5条 略  
2 略  
3. 第1項の届出に添付する法第23条第1項の変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

(定款変更認証申請書)  
第6条 略  
2. 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。  
3. 第3条の2第2項の規定は、法第25条第3項の定款の変更の認証について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第2号イに掲げるもの」と読み替えるものとする。

(定款変更届出書)  
第7条 略  
2. 前項の届出書に添付する法第25条第6項の変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の登記完了提出書)  
第7条の2 略  
2. 前項の登記事項証明書には、当該登記事項証明書の写し1通を添えるものとする。

(事業報告書等提出書)  
第8条 略  
2. 前項の事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(合併認証申請書)  
第15条 略  
2. 第2条第2項の規定は、条例第11条第2項に規定する書面について準用する。

(合併登記完了届出書)  
第16条 略  
2. 前項の届出に添付する法第39条第2項において準用する、法第13条第2項の登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

(認定を受けるための申請書)  
第18条 略

(認定の有効期間の更新の申請書)  
第19条 略

第20条・第21条 略

(役員報酬規程等提出書等)  
第22条 略

(助成金の支給を行った場合の実績の提出書)  
第23条 略

(特例認定を受けるための申請書)  
第24条 略

(合併の認定を受けるための申請書)  
第25条 略

(電磁的記録による作成の方法)  
第26条 条例第23条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成について規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による備置きの方法)

2. 前項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請書)  
第19条 略

2. 前項の申請書に添付する書類のうち、法第51条第5項の規定において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等に係る特例)

第20条 法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により認定特定非営利活動法人について法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの(以下「非所轄法人」という。)がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合には、第5条第3項、第7条第2項、第7条の2第2項及び第8条第2項の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しないものとする。

第21条・第22条 略

(役員報酬規程等提出書等)  
第23条 略

2. 前項の書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。  
3. 法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄法人が知事に書類を提出する場合には、前項及び次条第3項の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しないものとする。

(助成金の支給を行った場合の実績の提出書)  
第24条 略

2. 前項の提出書に添付する書類には、副本1通を添えるものとする。

(特例認定を受けるための申請書)  
第25条 略

2. 前項の申請書に添付する書類のうち、法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(合併の認定を受けるための申請書)  
第26条 略

2. 前項の申請書に添付する書類のうち、法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(電磁的記録による作成の方法)  
第27条 条例第22条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成について規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による備置きの方法)

第27条 条例第23条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う備置きについて規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかの方法とする。

(1)・(2) 略

2 略

(電磁的記録による閲覧の方法)

第28条 条例第23条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧について規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

別記第1号様式(第2条関係)

略

設立認証申請書

略

(備考)

1・2 略

3 申請書には次の書類を添付すること。

- (1) 定款(法第10条第1項第1号)
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)
- (3)～(6) 略
- (7) 設立趣旨書(法第10条第1項第5号)
- (8) 略
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

別記第2号様式(第3条の2関係)

略

補正書

略

(備考)

1～3 略

4 補正書には、補正後の書類を添付すること。

別記第3号様式(第4条関係)

略

設立登記完了届出書

略

(備考)

1 略

2 この届出書には、次に掲げる書類を添付

第28条 条例第22条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う備置きについて規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかの方法とする。

(1)・(2) 略

2 略

(電磁的記録による閲覧の方法)

第29条 条例第22条第2項に規定する書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧について規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

別記第1号様式(第2条関係)

略

設立認証申請書

略

(備考)

1・2 略

3 申請書には次の書類を添付すること。

- (1) 定款(法第10条第1項第1号) [2部]
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ) [2部]
- (3)～(6) 略
- (7) 設立趣旨書(法第10条第1項第5号) [2部]
- (8) 略
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号) [2部]
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号) [2部]

別記第2号様式(第3条の2関係)

略

補正書

略

(備考)

1～3 略

4 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
- (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
- (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書

別記第3号様式(第4条関係)

略

設立登記完了届出書

略

(備考)

1 略

2 この届出書には、次に掲げる書類を添付

すること。

- (1) 設立登記をしたことを証する登記事項証明書
- (2) 設立の時の財産目録

## 別記第4号様式(第5条関係)

略

役員変更等届出書

略

(備考)

- 1～5 略
- 6 この届出書には、変更後の役員名簿を添付すること。

7・8 略

## 別記第5号様式(第6条関係)

略

定款変更認証申請書

略

(備考)

- 1・2 略
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)及び変更後の定款(法第25条第4項)を添付すること。ただし、定款変更の内容が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合は、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法第25条第4項)も添付すること。

4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。

- (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項)
- (2)・(3) 略

5 略

## 別記第6号様式(第7条関係)

略

定款変更届出書

略

(備考)

- 1・2 略
- 3 この届出書には、議事録の謄本及び変更後の定款を添付すること。

4 略

## 別記第7号様式(第7条の2関係)

略

定款の変更の登記完了提出書

略

(備考)

- 1 略
- 2 この提出書には、登記事項証明書を添付すること。

3 略

## 別記第8号様式(第8条関係)

略

すること。

- (1) 設立登記をしたことを証する登記事項証明書〔1部〕及びその写し〔1部〕
- (2) 設立の時の財産目録〔2部〕

## 別記第4号様式(第5条関係)

略

役員変更等届出書

略

(備考)

- 1～5 略
- 6 この届出書には、変更後の役員名簿2部を添付すること。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。

7・8 略

## 別記第5号様式(第6条関係)

略

定款変更認証申請書

略

(備考)

- 1・2 略
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)〔1部〕及び変更後の定款(法第25条第4項)〔2部〕を添付すること。ただし、定款変更の内容が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合は、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法第25条第4項)〔2部〕も添付すること。

4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。

- (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項)〔2部〕
- (2)・(3) 略

5 略

## 別記第6号様式(第7条関係)

略

定款変更届出書

略

(備考)

- 1・2 略
- 3 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。

4 略

## 別記第7号様式(第7条の2関係)

略

定款の変更の登記完了提出書

略

(備考)

- 1 略
- 2 この提出書には、登記事項証明書1部及びその写し1部を添付すること。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。

3 略

## 別記第8号様式(第8条関係)

略

事業報告書等提出書  
略  
(備考)  
1 略

2～4 略

別記第16号様式 (第15条関係)  
略  
合併認証申請書  
略  
(備考)  
1～3 略  
4 申請書には次に掲げる書類を添付すること。  
(1) 略  
(2) 定款 (法第10条第1項第1号)  
(3) 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。) (法第10条第1項第2号イ)  
(4)～(7) 略  
(8) 合併趣旨書 (法第10条第1項第5号)  
(9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (法第10条第1項第7号)  
(10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (法第10条第1項第8号)

別記第17号様式 (第16条関係)  
略  
合併登記完了届出書  
略  
(備考)  
1 略  
2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。  
(1) 合併登記をしたことを証する登記事項証明書  
(2) 合併の時の財産目録

事業報告書等提出書  
略  
(備考)  
1 略  
2 この提出書には、上記の提出書類各2部を添付すること。  
3～5 略

別記第16号様式 (第15条関係)  
略  
合併認証申請書  
略  
(備考)  
1～3 略  
4 申請書には次に掲げる書類を添付すること。  
(1) 略  
(2) 定款 (法第10条第1項第1号) [2部]  
(3) 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。) (法第10条第1項第2号イ) [2部]  
(4)～(7) 略  
(8) 合併趣旨書 (法第10条第1項第5号) [2部]  
(9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (法第10条第1項第7号) [2部]  
(10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (法第10条第1項第8号) [2部]

別記第17号様式 (第16条関係)  
略  
合併登記完了届出書  
略  
(備考)  
1 略  
2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。  
(1) 合併登記をしたことを証する登記事項証明書 [1部] 及びその写し [1部]  
(2) 合併の時の財産目録 [2部]

別記第21号様式中「第21条関係」を「第20条関係」に改める。  
別記第22号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。  
別記第23号様式中「第23条関係」を「第22条関係」に改める。  
別記第24号様式中「第24条関係」を「第23条関係」に改める。  
別記第25号様式中「第25条関係」を「第24条関係」に改める。  
別記第26号様式中「第26条関係」を「第25条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第4条の2を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則を次のように定める。

令和4年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、県内における特定診療科の診療に従事する医師の確保及び充実を図るため、和歌山県立医科大学(以下「大学」という。)において医学を履修する課程に在学する学生で、地域派遣対象医療機関に勤務し、特定診療科の診療に従事しようとする者に対し、和歌山県特定診療科医師確保修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定診療科 知事が指定する地域派遣対象医療機関に置かれる診療科であつて、産科、精神科又は小児科をいう。

(2) 県内公的医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する病院のうち県内に所在するもの

イ 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関のうち県内に所在するもの

ウ その他これらに準ずる医療機関として知事が特に認めるもの

(3) 地域派遣対象医療機関 県内公的医療機関等のうち次のいずれかに該当するものをいう。

ア 医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関(産科の診療に従事しようとする者にあつては、分娩を取り扱う医療機関に限る。)

イ その他アに準ずる医療機関であつて、知事が特定診療科の診療に従事する医師の確保及び充実を図る必要があると認めるもの

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学において医学を履修する課程に在学する学生のうち、特定診療科の診療に従事する医師を養成するための募集(その従事する診療に係る診療科を指定したものに限り。)に応じて入学した者とする。

(修学資金の貸与の額等)

第4条 修学資金は、次の各号に掲げる通学の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に年10パーセントの利子を付して貸与する。

(1) 自宅外から通学する者 月額15万円

(2) 自宅から通学する者 月額10万円

2 修学資金を貸与する期間は、大学を卒業するまでの間とし、8年を限度とする。

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、特定診療科医師確保修学資金貸与申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記第2号様式)

(2) 第3条に規定する対象者であることを証する書面

(3) 連帯保証人となるべき者の保証書(別記第3号様式)

(4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けたことがある者であつて、修学資金の貸与を受けようとするものは、知事が定める日までに特定診療科医師確保修学資金貸与申請書に前項第1号及び第3号に掲げる書類並びに大学の在学証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合におい

て、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者であって、修学資金を返還する資力を有するものでなければならない。

2 前項の連帯保証人のうち1人は、修学資金の貸与を受けようとする者の父母兄弟又は3親等内の親族に該当する者でなければならない。

3 前2項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

4 前項の連帯保証人が負担する債務の額は、保証書(別記第3号様式)及び特定診療科医師確保修学資金借用証書(別記第5号様式)又は特定診療科医師確保修学資金変更借用証書(別記第7号様式)に記載する極度額を限度とする。

(選考及び貸与の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、審査の上、修学資金の貸与の適否について決定する。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否について決定したときは、特定診療科医師確保修学資金貸与決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知する。

(借用証書)

第8条 修学資金の貸与を受ける者は、特定診療科医師確保修学資金借用証書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(修学資金の一括交付)

第9条 修学資金は、原則として3か月分を一括してそれぞれ最初の月に交付するものとする。

(修学資金の貸与額の変更)

第10条 知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が第4条各号に掲げる通学の区分を変更し、第19条の規定による届出をしたときは、当該変更の事由が生じた月の翌月(変更の事由が生じた日が月の初日に当たるときは、当該月)から変更後の通学の区分に応じた額を貸与する。この場合において、知事は、前条の規定により通学の区分の変更前の修学資金を既に交付しているときは、当該交付した修学資金の額と通学の区分の変更後の貸与額との差額を次回に交付する修学資金で調整することができるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき修学資金の貸与額を変更するときは、特定診療科医師確保修学資金貸与額変更通知書(別記第6号様式)により修学生に通知する。

3 修学生は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく特定診療科医師確保修学資金変更借用証書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の休止)

第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため、大学における修学を継続することができなくなったと認められるとき。
- (3) 性行又は学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、修学生が大学の課程を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間修学資金の貸与をしないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。

3 知事は、前2項の規定に基づき貸与の決定を取り消し、又は貸与を休止するときは、特定診療科医師確保修学資金貸与取消通知書(別記第8号様式)又は特定診療科医師確保修学資金貸与休止通知書(別記第



9号様式)により、当該貸与の決定を取り消し、又は貸与を休止する修学生に通知するものとする。

4 知事は、修学生が大学の課程に復学したときは、修学資金の貸与を再開し、特定診療科医師確保修学資金貸与再開通知書(別記第10号様式)により修学生に通知するものとする。

(返還債務の免除)

第12条 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。)の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、特定診療科医師確保修学資金返還免除申請書(別記第11号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定通知等)

第13条 知事は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、修学資金の返還債務の免除の可否につき決定をしたときは、特定診療科医師確保修学資金返還免除決定通知書(別記第12号様式)により、その旨を申請者に通知する。

(期間の計算方法)

第14条 条例本則の表特定診療科医師確保修学資金の項免除の条件の欄第1号に規定する業務従事期間を計算する場合は、医業(同号に規定する「医業」をいう。以下同じ。)に従事し、又は研修等(同号に規定する「研修等」をいう。以下同じ。)を受けた最初の日の属する月から医業に従事し、又は研修等を受けなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

(返還)

第15条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該各号に規定する事由が生じた日から1年以内に修学資金を返還しなければならない。

(1) 第11条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得することができなかったとき。

(3) 修学資金の貸与を受けた者が、医師免許を取得した後引き続き県内公的医療機関等において、医業に従事しないとき、及び研修等を受けないとき、又は医業に従事し、及び研修等を受けた期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(当該期間が9年に満たないときは、9年とする。以下「従事期間」という。)に達しないことが明らかになったとき。

(4) 修学資金の貸与を受けた者が、地域派遣対象医療機関において勤務し、特定診療科の診療に従事した期間が、従事期間の2分の1以上の期間に達しないことが明らかになったとき。

(返還期限の延期)

第16条 知事は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する修学資金の返還期限を延期することができる。

2 前項の規定により、修学資金の返還期限の延期を求めようとする者は、特定診療科医師確保修学資金返還期限延期申請書(別記第13号様式)を知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

第17条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(返還債務の猶予)

第18条 前条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、貸与を受けた修学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することがで

きる。

- (1) 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還及び利息の支払が困難であると認めるとき。
  - (2) 死亡したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が修学資金の返還及び利息の支払を猶予すべき特段の事由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者は、特定診療科医師確保修学資金返還猶予申請書(別記第14号様式)に、前項各号に掲げる事由を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の特定診療科医師確保修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、審査の上、書面によりその適否を申請者に通知するものとする。

(届出)

第19条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(別記第15号様式)にその該当する事実を証する書面を添えて、30日以内に知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
  - (2) 大学を退学し、休学し、復学し、若しくは卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
  - (3) 大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
  - (4) 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
  - (5) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得したとき、又は取得しなかったとき。
  - (6) 医師免許を取得した後、引き続き県内公的医療機関等において、医業に従事し、又は研修等を受けなかったとき。
  - (7) 医師免許を取得した後、引き続き県内公的医療機関等において、医業に従事し、又は研修等を受けた期間が従事期間に達したとき。
- 2 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(連帯保証人の変更)

第20条 修学資金の貸与を受けた者で修学資金の返還が完了していないものは、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに第6条に規定する要件を具備する連帯保証人を定めて、連帯保証人変更申請書(別記第16号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、承認をしたときは、当該申請を行った者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 変更後の連帯保証人が負担する債務の額は、変更前の連帯保証人が負担していた極度額を限度とする。

(補則)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式 (第5条関係)

特定診療科医師確保修学資金貸与申請書					
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日		
※貸与期間	年 月 日から	※決定	貸与決定番号	第 号	
	年 月 日まで		貸与総額	円	
申 請 者	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 TEL			
	帰 省 先 住 所 及 び 電 話 番 号	〒 TEL			
	氏名 (ふりがな) 生 年 月 日	年 月 日生			
大学卒業予定	卒業予定年月	年 月卒業見込み			
学 歴	年月日	事 項	住所及び 電話番号	〒 TEL	
			氏名等 (本人との 関係)	(続柄: ) 年 月 日生	
			住所及び 電話番号	〒 TEL	
			氏名等 (本人との 関係)	(続柄: ) 年 月 日生	
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	生年月日	年 齢	備 考

- 注1 ※印欄は、記入しないこと。
- 注2 氏名は、自署すること。
- 注3 申請者の押印は、実印を使用すること。

和歌山県特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名



別記第2号様式(第5条関係)

## 誓 約 書

私は、和歌山県特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、下記のことを遵守することを誓います。

## 記

- 1 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則(令和4年和歌山県規則第38号)の規定を遵守すること。
- 2 大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後引き続き県内公的医療機関等において9年以上勤務すること(うち知事が指定する地域派遣対象医療機関において5年以上特定診療科の診療に従事すること)。
- 3 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意し、大学卒業後の医業の従事においては、同プログラムの規定を遵守すること。
- 4 1から3までにおいて、やむを得ず遵守することができないと認められる場合は、退学や心身の故障など医師として従事することが不可能であるときに限ること。
- 5 4の場合に該当すると認められず、1から3までのいずれかに反した場合には、一般社団法人日本専門医機構(以下「機構」という。)が実施する研修制度における採用過程から専門医として認定されるまでの期間において、県が国又は機構からの求めに応じ、県の同意を得ずに離脱した者として情報提供することに、何ら異議の申立てを行わないこと。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所

氏名

㊞

注1 氏名は、自署すること。

注2 申請者の押印は、実印を使用すること。

別記第3号様式 (第5条関係)

保 証 書

申請者本人住所

氏名

㊟

上記の者が貸与を受ける和歌山県特定診療科医師確保修学資金については、

円を極

度額として申請者本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所

氏名

㊟

連帯保証人住所

氏名

㊟

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
年 収		
申請者との関係		

注1 氏名は、自署すること。

注2 連帯保証人の職業については、勤務先、職名 (自営業の場合は、その営業種目) を具体的に記入すること。

注3 申請者本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用することとし、その印鑑証明書 (3か月以内に発行されたものに限る。) を添付すること。

注4 連帯保証人の所得を証明する書類 (前年の源泉徴収票の写し、市町村長が発行した所得証明書、確定申告書の写し等) を添付すること。

別記第4号様式 (第7条関係)

(その1)

特定診療科医師確保修学資金貸与決定通知書 (貸与する場合)

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった特定診療科医師確保修学資金については、下記のとおり貸与することに決定したので通知します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 貸与月額 円
- 3 貸与期間 年 月分から 年 月分まで

(その2)

特定診療科医師確保修学資金貸与決定通知書 (貸与しない場合)

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付で申請のあった特定診療科医師確保修学資金については、下記の理由により貸与しないことに決定しましたので通知します。

記

別記第5号様式 (第8条関係)

特定診療科医師確保修学資金借用証書

収  
入  
印  
紙

金 円 也

和歌山県特定診療科医師確保修学資金として、 年 月 日から 年 月 日まで  
の間、月額 円の貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名 ⑩

上記の者が受ける修学資金については、 円を極度額として本人と連帯してその債務  
を負担します。

連帯保証人氏名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

注1 氏名は、自署すること。

注2 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。



別記第6号様式 (第10条関係)

特定診療科医師確保修学資金貸与額変更通知書

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付で届出のあった特定診療科医師確保修学資金については、下記のとおり貸与額を変更することに決定したので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から 年 月 日まで
貸 与 月 額	円	1 円 2 円
貸 与 総 額	円	円

(通学区分の変更回数に応じ、適宜様式を変更するものとする。)

別記第7号様式 (第10条関係)

特定診療科医師確保修学資金変更借用証書

収  
入  
印  
紙

金 円 也

年 月 日に提出した特定診療科医師確保修学資金借用証書について、通学の区分を変更したので、年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円、総額 円を借用予定でしたが、借用額を 円増(減)額し、年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円及び 年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円、総額 円の貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名 ㊟

上記の者が受ける修学資金については、円を極度額として本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

注1 氏名は、自署すること。

注2 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。

(通学区分の変更回数に応じ、適宜様式を変更するものとする。)

別記第8号様式(第11条関係)

特定診療科医師確保修学資金貸与取消通知書

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



あなたは、 年 月 日から特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けていますが、次の事由は、和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則(令和4年和歌山県規則第38号)第11条第1項第 号に該当しますので 年 月分から貸与を取り消します。

取  
消  
し  
の  
事  
由

別記第9号様式 (第11条関係)

特定診療科医師確保修学資金貸与休止通知書

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



あなたに対し、下記のとおり特定診療科医師確保修学資金の貸与を休止することに決定したので通知します。

貸与を受けている者の氏名	
--------------	--

貸与決定総額	円	貸与決定番号	第 号	貸与月額	円
--------	---	--------	-----	------	---

貸与休止期間	年 月分から 年 月分まで
--------	---------------

休  
止  
事  
由

別記第10号様式 (第11条関係)

特定診療科医師確保修学資金貸与再開通知書

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付け第 号で貸与を休止した特定診療科医師確保修学資金については、下記のとおり再開したので通知します。

記

- 1 貸与月額 円
- 2 貸与期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 既貸与額 円
- 4 既貸与期間 年 月分から 年 月分まで
- 5 再開理由

別記第11号様式 (第12条関係)

特定診療科医師確保修学資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた修学資金の額	円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 大学を卒業した年月日	年 月 日卒業	
4 医籍登録番号及び登録日	第 号 年 月 日登録	
5 勤務等した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
6 やむを得ない理由により医業等に從事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
7 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県特定診療科医師確保修学資金の返還債務の免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名 ㊟</p>		
<p>注1 氏名は、自署すること。</p> <p>注2 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。</p> <p>注3 本人及び連帯保証人の押印は、実印を使用すること。</p>		

別記第12号様式 (第13条関係)

(その1)

特定診療科医師確保修学資金返還免除決定通知書 (免除する場合)

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付で申請のあった特定診療科医師確保修学資金返還免除については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

1 貸与総額 円

2 返還免除額 円

3 貸与期間 年 月分から 年 月分まで

(その2)

特定診療科医師確保修学資金返還免除決定通知書 (免除しない場合)

第 号  
年 月 日

決定番号 第 号  
住 所  
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった特定診療科医師確保修学資金返還免除については、下記の理由により免除しないことに決定したので通知します。

記



別記第13号様式 (第16条関係)

特定診療科医師確保修学資金返還期限延期申請書		
返還すべき額	円	
返 還 事 由	発 生 年 月 日	事 由
	年 月 日	
返還延期の理由	延 期 期 間	理 由
	年 月 日から 年 月 日まで	
<p>上記のとおり和歌山県特定診療科医師確保修学資金の返還期限の延期を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                 決定番号 第 号                  住 所                  氏 名             </div>		

別記第14号様式 (第18条関係)

特定診療科医師確保修学資金返還猶予申請書	
返還未済額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする理由	
<p>上記のとおり和歌山県特定診療科医師確保修学資金の返還の猶予を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名</p>	

別記第15号様式 (第19条関係)

届 出 書	
届 出 事 項	
届出事項の発生 年月日	
届 出 内 容	

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名



注1 氏名は、自署すること。

注2 本人の押印は、実印を使用すること。

別記第16号様式 (第20条関係)

連帯保証人変更申請書			
旧連帯保証人	ふりがな 氏名	⑩	生年月日 年 月 日生
	住所及び 電話番号	〒 TEL	被貸与者との 続柄
	変更する 理由		
	変更年月日		
新連帯保証人	ふりがな 氏名	⑩	生年月日 年 月 日生
	住所及び 電話番号	〒 TEL	被貸与者との 続柄
	職業 (勤務先の名称)		年 収
	届出者の貸与決定番号第 号に係る和歌山県特定診療科医師確保修学資金については、規則第20条第3項に規定する額を極度額として被貸与者と連帯して債務を負担します。		
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">貸与決定番号 第 号 住 所 氏 名 ⑩</p>			
<p>注1 申請者(被貸与者)及び連帯保証人は、自署すること。ただし、連帯保証人が死亡したことにより変更する場合は、この限りではない。</p> <p>注2 新連帯保証人の職業は、勤務先、職名(自営業の場合は、その営業種目)を具体的に記入すること。</p> <p>注3 申請者(被貸与者)及び連帯保証人の押印は、実印を使用することとし、新連帯保証人については、その印鑑証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)を添付すること。</p> <p>注4 新連帯保証人の所得を証明する書類(前年の源泉徴収票の写し、市町村長が発行した所得証明書、確定申告書の写し等)を添付すること。</p>			